平成２２年（フ）第１７号
福島県南相馬市原町区青葉町３丁目18番地
京王レジデンスＡ棟105
債務者　阿部　泰孝
1　決定年月日時　平成22年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２２年（フ）第１９号
福島県南相馬市原町区本陣前２丁目74番地の１
債務者　藤井　智子
1　決定年月日時　平成22年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２２年（フ）第１１号
静岡県賀茂郡松崎町江奈352番地の２
債務者　鈴木　末男
1　決定年月日時　平成22年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２２年（フ）第１２号
静岡県賀茂郡東伊豆町稲取560番地の１
債務者　山田　　薫
1　決定年月日時　平成22年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２２年（フ）第３６７号
神戸市北区大脇台４番５号、従前の住所神戸市北区筑紫が丘８丁目５番地の６
債務者　八木　孝一
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３６８号
神戸市北区大脇台４番５号、従前の住所神戸市北区筑紫が丘８丁目５番地の６
債務者　八木　昌子
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４９７号
神戸市灘区灘南通２丁目２番７号ハイツローレル401、従前の住所神戸市灘区友田町２丁目２―11
債務者　木虎　哲也
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５２５号
神戸市中央区熊内町２丁目３番20号
債務者　片山　俊祐
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５２６号
神戸市中央区熊内町２丁目３番20号
債務者　片山　成美
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５２８号
神戸市須磨区前池町２丁目１番12―203号
債務者　中川　則人
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５５０号
神戸市灘区楠丘町３丁目１番313号
債務者　小池　純子
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５６４号
神戸市北区有野中町３丁目３番15―107号、従前の住所兵庫県西宮市名塩茶園町３番７号
債務者　田上　修一
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５６５号
神戸市北区有野中町３丁目３番15―107号、従前の住所兵庫県西宮市名塩茶園町３番７号
債務者　田上千嘉子
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５６９号
神戸市長田区腕塚町４丁目３番７号
債務者　オモテダニ加工所こと　表谷　幸男
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５８６号
神戸市兵庫区菊水町３丁目１番４―304号、住民票上の住所神戸市兵庫区菊水町３丁目１番３―104号
債務者　井上　千代（旧姓勝井）
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３７５号
兵庫県西宮市戸田町１番８号、前住所兵庫県西宮市芦原町１番４号
債務者　阪本貴美子
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２５号
鳥取県倉吉市下古川87番地５　コーポ田中Ｃ号室
債務者　眞田　佳奈
1　決定年月日時　平成22年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部